四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 ［号細を削る。］ ［号細を削る。］	
五　中長期計画及び年度計画の概要	
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	
八　業績の適正な評価に資する情報	
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	
十　予算及び決算の概要	
十一　財務諸表の要約	
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明	
十三　内部統制の運用状況	
十四　機構に関する基礎的な情報 ［項を削る。］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
	四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令第六条及び第六条の二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○文部科学省・経済産業省令第一号
原子力規制委員会規則

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月十三日

文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第三条の二**　機構に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	（業務実績等報告書） **第三条の二**　機構に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。